

おくやみハンドブック

～ご遺族の方へ手続きのご案内～

令和7年10月発行

吉備中央町

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に際しまして、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後は、多くの手続きが必要となります。

吉備中央町では、諸手続きが少しでもわかりやすく進めていただける

ようハンドブックを作成いたしましたので、ご活用ください。

吉 備 中 央 町

おしらせ事項

- このハンドブックでは、死亡届提出後に必要となる手続きを記載しています。
- 亡くなられた方の状況によっては、このハンドブックに記載のない手続きが必要となる場合があります。
- 各手続きの内容や担当窓口等が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

目 次

手続きにあたりお持ちいただくもの	……	P. 4
役場での手続き一覧(チェックリスト)	……	P. 5～ 6
各種手続きの概要	……………	P. 7～30
その他の関係機関での主な手続き	……	P.31～32

手続きに関して よくある質問

Q: 年金関係の手続きは役場でできますか？

A: 受給されていた年金の種類により、役場窓口でできる場合と年金事務所等での手続きとなる場合があります。

※詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。

Q: 「死亡の記載のある戸籍」が必要ですが、すぐに取得できますか？

A: 交付可能になるまで数日を要します。

また、「死亡届を提出された役場等」や「故人の本籍地」の状況によってもかかる日数が変わります。

Q: (亡くなられた方の)保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか？

A: 可能です。証書類に不足があった場合は、状況により手続きをご案内します。

Q: (亡くなられた方の)マイナンバーカードは、すぐに返却しないといけませんか？

A: マイナンバーカード・通知カードは、必ずしも役場の窓口に戻却していただく必要はありません。

※窓口に戻納された場合、マイナンバーを確認することができなくなります。

相続などの手続きにおいて、マイナンバーの提示を求められることがありますので、諸手続きが済むまでマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

事前準備について

吉備中央町役場における各種手続きの流れは、次のとおりです。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP1 持ち物の確認

4ページの「手続きにあたりお持ちいただくもの」をご確認ください。

STEP2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

STEP3 各種手続きチェックリスト

チェックリスト(5ページ・6ページ)で必要な手続きをご確認ください。
詳しい情報が必要な場合は、各種手続きの概要ページをご覧ください。

STEP4 ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちのうえ、葬儀が行われた日の翌日以降に役場賀陽
庁舎・住民課、加茂川総合事務所または各支所・出張所窓口へお越しください。
なお、手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越
しください。

また、休日明けや昼休み、終業間近等のご来庁は、スムーズにご案内できない
場合がありますので、ご了承ください。

手続きにあたりお持ちいただくもの

※ここでは、主な持ち物について記載していますが、亡くなられた方の状況によっては、ここでご案内しているもの以外に必要なもの、または不要となるものが生じる場合があります。

※各種手続きに必要なものは、7ページ以降「各種手続きの概要」の「必要なもの」でご確認ください。

亡くなられた方（お手元にあるものをお持ちください）

- 国民健康保険資格確認書（国民健康保険加入者）
- 後期高齢者医療資格確認書（後期高齢者医療制度加入者）
- 介護保険被保険者証
- 年金証書・基礎年金番号通知書・年金手帳
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- 役場から交付された各種受給者証
- そのほか受給していた高齢・障害福祉サービス関係の利用券など

ご遺族の方（手続きをされる方）

- 来庁される方の本人確認書類
 - ・ 1点でよいもの（写真付きのもの）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・ 2点必要なもの（顔写真付きではないが、氏名が確認できるもの）
国民健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険被保険者証 など
- 委任状
 - ・ 代理の方が手続きを行う場合は委任状が必要となる場合があります。
委任状が必要となる場合
戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき（委任者：直系親族の方）
世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき（委任者：同一世帯員の方）
- 戸籍謄本（全部事項証明）など（故人との関係がわかるもの）
故人との関係が確認できない場合は、戸籍謄本が必要です。
※直系親族の方は、お住いの市町村で請求できます。
- 預貯金通帳（相続人代表及び喪主、年金請求者）
- 認印（届出人、相続人代表及び喪主）
※署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります。

役場での手続き一覧(チェックリスト)

※亡くなられた方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。

区分	☑	該 当 事 項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7-8
	<input type="checkbox"/>	世帯主であった	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していた	P.9-10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	町税の納付が済んでいない	P.12-15
	<input type="checkbox"/>	町税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自動車を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	町税に係る書類の送付先、納税管理人、相続人代表となっていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65 歳以上または要介護(支援)認定を受けていた	P.16
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.18-19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度を利用していた(扶養年金)	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害者医療費の助成を受けていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	小児等医療費受給資格者証を交付されていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	未熟児養育医療制度の養育医療券を交付されていた	P.24

水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.25
住宅	<input type="checkbox"/>	町営住宅等に住んでいた	
その他	<input type="checkbox"/>	遺品整理などによる大量ごみを一度に捨てたい	P.26
	<input type="checkbox"/>	町営墓地について	P.27
	<input type="checkbox"/>	デマンド型乗合タクシーを利用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	ふれあいタクシー利用資格証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた	
<input type="checkbox"/>	空家に関する相談について	P.30	

各種手続きの概要

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

【手続き】カードの返却(任意)

概 要	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは失効しますので、返納ください。 ※亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)は、マイナンバーカード返納後、確認していただくことができなくなりますので、番号を控えておくことをおすすめします。すべての手続きが完了してから返納いただくか、破棄してください。	なし
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード	住民課 ☎0866-54-1316

世帯主であった

【手続き】世帯主変更届の提出

概 要	期 限
世帯員が3人以上いる世帯で、世帯主の方が亡くなられた場合、新たな世帯主を定める世帯主変更の届出が必要です。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な方
	同じ世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口で手続きをする方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書(その世帯の加入者がいる場合) <input type="checkbox"/> 委任状(別世帯の任意代理人からの届出の場合)	住民課 ☎0866-54-1316

印鑑登録をしていた

【手続き】 印鑑登録証の返却または破棄

概 要	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□亡くなられた方の印鑑登録証	住民課 ☎0866-54-1316

2. 保険に関する手続き

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入していた

【手続き①】 資格確認書等の返却

概 要	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書等を回収しています。 ※役場(各支所・出張所も含む。)へ返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等 (お持ちの方) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書等 (お持ちの方)	保健課 ☎0866-54-1326

【手続き②】 葬祭費の申請

概 要	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な方 葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
【国民健康保険の場合】 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 【後期高齢者医療制度の場合】 <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳	保健課 ☎0866-54-1326

【手続き③】 受領申立て(兼高額療養費支給申請)書の提出(後期のみ)

概 要	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなられ、本人への支給ができなくなった場合に申立申請ができます。	診療月の翌月1日から起算して2年以内
	手続き可能な方
	相続人代表者
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳	保健課 ☎0866-54-1326

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

【手続き】 必要な手続きの確認

概 要	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。</p> <p>亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備のうえ必要な手続きの確認をしてください。</p>	<p>亡くなられた日から5年以内</p> <p>※死亡一時金請求の場合は、2年以内 (できるだけ速やかに)</p>
	<p>手続き可能な方</p> <p>生計を同じくしていた遺族</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書など基礎年金番号がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかる書類(マイナンバーカードなど)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の戸籍謄本(または除籍謄本)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の通帳</p> <p>※手続きによっては省略できるものもあります。</p>	<p>住民課</p> <p>☎0866-54-1316</p> <p>高梁年金事務所</p> <p>☎0866-21-0570</p>

農業者年金を受給していた

【手続き】 農業者年金死亡関係届出書の提出

概 要	期 限
<p>受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は亡くなられた日から10日以内に住所地の JA を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。</p>	<p>亡くなられた日から10日以内</p>
	<p>手続き可能な方</p> <p>親族</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p><input type="checkbox"/> 農業者年金証書</p> <p><input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる戸籍謄本、または住民票の写し、あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書等</p>	<p>農林課(農業委員会事務局)</p> <p>☎0866-54-1318</p>

4. 税金に関する手続き

町税の納付が済んでいない

【手続き①】 納付に係る手続き

概 要	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な方 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書(納税通知書)	税務課 ☎0866-54-1315

【手続き②】 口座振替廃止または変更の手続き

概 要	期 限
亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)制度を利用されていた場合は、金融機関窓口にて口座振替の廃止手続きをしてください。 また、相続人の口座から口座振替を希望される場合は、税務課に相談のうえ、金融機関窓口で手続きをしてください。 ※亡くなられた方の口座振替の廃止手続きをされなくても、税務課で亡くなられたことが確認できた時は、口座振替を停止します。	廃止または変更する納期月の前々月20日まで
	手続き可能な方 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
※金融機関での手続きに必要なもの <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(金融機関届出印) <input type="checkbox"/> 口座振替依頼者の本人確認書類	税務課 ☎0866-54-1315

町税が課税されていた

【手続き】 相続人代表者指定届の提出

概 要	期 限
亡くなられた方に町税が課税されている場合、または課税される見込みの場合は、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	相当な期間(概ね3か月)
相続人のうち、相続人の代表者を決めて、「相続人代表者指定届兼固定資産所有者申告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続き可能な方
※相続人が相続放棄をされた場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を提出してください。	相続人等
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 【遺贈等の場合】 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等	税務課 ☎0866-54-1315

固定資産を持っていた

【手続き】 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書(変更)の提出

概 要	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産に係る納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定又は変更をする届出になります。	相当な期間(概ね3か月)
※法務局に登記のある不動産は、法務局で所有権移転登記の手続きをお願いします。	手続き可能な方
※法務局に登記のない不動産について固定資産税課税上の名義(所有者)を変更する場合は、役場窓口で未登記物件の所有者変更の手続きをお願いします。	相続人等
※相続人が相続放棄をされた場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を提出してください。	
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 【遺贈等の場合】 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等	税務課 ☎0866-54-1315

原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自動車を所有していた

【手続き①】 廃車の手続き

概 要	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を処分される場合は、車両の処分後に必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。 ※原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自転車以外の車両の手続きは、車種に応じた各機関窓口で手続きをしてください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な方 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	税務課 ☎0866-54-1315

【手続き②】 相続人等への名義変更

概 要	期 限
亡くなられた方の名義の車両を引き続き使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、税務課へお問い合わせください。 ※原動機付自転車(125cc 以下)・小型特殊自転車以外の車両の手続きは、役場窓口ではなく、車種に応じた各機関窓口で手続きをしてください。	亡くなられた日から15日以内
	手続き可能な方 相続人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	税務課 ☎0866-54-1315

町税に係る書類の送付先、納税管理人・相続人代表となっていた

【手続き】 廃止(終了)または変更の手続き

概 要	期 限
亡くなられた方が町税に係る書類の送付先、納税管理人、相続人代表者となっていた場合は、その廃止(終了)または変更の手続きをしてください。	できるだけ速やかに
	<p style="text-align: center;">手続き可能な方</p> 相続人等
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	税務課 ☎0866-54-1315

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護(支援)認定を受けていた

【手続き①】 介護保険被保険者証等の返却

概 要	期 限
<p>介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください(介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証については交付されている方のみ)。</p> <p>介護保険資格届出書を提出してください。</p>	<p>亡くなられた日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な方</p> <p>親族</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(交付されている方のみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(交付されている方のみ)</p>	<p>福祉課</p> <p>☎0866-54-1317</p>

【手続き②】 相続人代表者指定届の提出

概 要	期 限
<p>亡くなられた方に介護保険料が賦課されている場合、介護保険料の納付通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。</p> <p>また、亡くなられた方に高額介護サービス費等の給付がある場合も相続人の代表者に通知します。相続人の代表者を決めて「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、介護保険の納付義務は承継されません。</p> <p>また、保険料還付金や高額介護サービス費等も振り込まれません。相続放棄をされる場合は、「相続人代表者指定届」は提出せず、家庭裁判所が発行する「相続人放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。</p>	<p>・介護保険料の還付・・・ 介護保険料還付決定通知書の通知日から2年</p> <p>・高額介護サービス費・・・ サービス提供月の翌月1日から起算して2年</p>
	<p>手続き可能な方</p> <p>相続人等</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p><input type="checkbox"/> 手続きの本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳</p> <p><input type="checkbox"/> 遺贈等の場合は遺言書の写し等</p>	<p>福祉課</p> <p>☎0866-54-1317</p>

6. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

【手続き】手帳の返還

概 要	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	福祉課 ☎0866-54-1317

障害児福祉手当を受給していた

【手続き】障害児福祉手当資格喪失届の提出

(未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

概 要	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。(請求には条件があります)	死亡日から14日以内
	手続き可能な方 親族
必要なもの	問い合わせ先
□未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎0866-54-1317

特別障害者手当を受給していた

【手続き】 特別障害者手当資格喪失届の提出

(未払い分がある場合は未支払特別障害者手帳請求書の提出)

概 要	期 限
<p>亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。</p> <p>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。(請求には条件があります)</p>	死亡日から14日以内
	<p>手続き可能な方</p> <p>親族</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p>□未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの</p>	<p>福祉課</p> <p>☎0866-54-1317</p>

特別児童扶養手当を受給していた

★保護者が亡くなられた場合

【手続き】 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

(未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

概 要	期 限
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。</p> <p>未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要となります。</p>	死亡日から14日以内
	<p>手続き可能な方</p> <p>親族</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p>□未払い分がある場合は、児童の振込口座の通帳の写し</p> <p>□受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し</p>	<p>福祉課</p> <p>☎0866-54-1317</p>

★児童が亡くなられた場合

【手続き】 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

概 要	期 限
<p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。</p> <p>他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。</p>	死亡日から14日以内
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□なし	福祉課 ☎0866-54-1317

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

【手続き】 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返却

概 要	期 限
<p>亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。</p> <p>自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。</p>	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	福祉課 ☎0866-54-1317

心身障害者扶養共済制度を利用していた(扶養年金)

【手続き】 死亡・重度障害届出書、年金または弔慰金請求書の提出

概 要	期 限
<p>亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の加入者もしくは対象の障害者(児)であった場合、下記の要件に該当すると年金や弔慰金が支給される場合があります。</p> <p>要件等</p> <p>【年金】 扶養共済制度の加入者(保護者)が亡くなられた場合、対象の障害がある方に対し支給されるもの</p> <p>【弔慰金】 扶養共済制度の加入中(1年以上)に対象の障害がある方が亡くなられた場合、加入者(保護者)に対し支給されるもの</p>	<p>速やかに</p> <hr/> <p>手続き可能な方</p> <p>年金加入者、 扶養年金管理者</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p>【年金】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書または死亡証明書(死亡検案書)</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票</p> <p><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済加入証書</p> <p><input type="checkbox"/> 療育手帳 A、身体障害者手帳1, 2級の方は障害者手帳</p> <p>【弔慰金】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票</p> <p><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの</p>	<p>福祉課 ☎0866-54-1317</p>

障害者医療費の助成を受けていた

【手続き】 障害者医療費受給資格証の返却及び資格喪失届
相続人指定届、口座振替(銀行振込)の手続き

概 要	期 限
亡くなられた方が障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害者医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎0866-54-1317

障害福祉サービスを利用していた

【手続き】 障害福祉サービス受給者証の返却

概 要	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な方 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎0866-54-1317

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【手続き】 受給事由消滅届・認定請求書の提出

概 要	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更手続きが必要です。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な方 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)がわかるもの	子育て推進課 ☎0866-54-1328

児童扶養手当を受給していた

【手続き】 資格喪失届の提出

概 要	期 限
受給者が亡くなられた場合は、死亡日の属する月までの手当が支給されます。 未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な方 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子育て推進課 ☎0866-54-1328

小児等医療費受給資格者証を交付されていた

【手続き】受給者証の返納、受給資格喪失届の提出

概 要	期 限
小児等医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な方
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の小児等医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	保健課 ☎0866-54-1326

ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた

【手続き】受給証の返納、受給資格喪失届の提出

概 要	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付していた方が亡くなった場合、その資格証は死亡日をもって失効となりますので返納してください。	なし
	手続き可能な方
	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	保健課 ☎0866-54-1326

未熟児養育医療制度の養育医療券を交付されていた

【手続き】 医療券の返納、返納届の提出

概 要	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので返納してください。	なし
	手続き可能な方 乳児の保護者
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	保健課 ☎0866-54-1326

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

【手続き】 名義変更または中止手続き、使用人数の変更手続き

概 要	期 限
亡くなられた方が所有者・使用者の場合、名義変更または中止の手続きが必要となります。 また、下水道で農業集落排水を使用されている世帯の方が亡くなられた場合、併せて使用人数の変更手続きが必要となります。 なお、口座振替により料金納付されている場合は、廃止や変更など金融機関窓口での手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な方
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 給水装置所有者兼使用者変更届 <input type="checkbox"/> 給水開始申込兼中止届出書 <input type="checkbox"/> 下水道使用開始等届出書 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書(金融機関に提出)	水道課 ☎0866-56-7134

9. 町営住宅等に関する手続き

町営住宅等に住んでいた

【手続き】 各種異動手続きまたは退去手続き

概 要	期 限
亡くなられた方が町営住宅等入居者の場合、退去の手続きや名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)、異動の手続きが必要です。 ※入居承継申請については、承継できない場合があります。	速やかに
	手続き可能な方
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※どなたが亡くなられたかにより手続きや必要なものが異なります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課 ☎0866-54-1319

10. その他の手続き

遺品整理などによる大量のごみを一度に捨てたい

【手続き】ご自身で分別・運搬する

概 要	期 限
<p>遺品整理などにより大量に発生したごみを、<u>ごみステーションへ排出されると</u>、通常の収集運搬に支障をきたすため、ステーションへの排出はご遠慮ください。</p> <p>大量のごみについては、吉備中央町の分別ルールに基づき分別後、それぞれご自身で下記の処理施設へお持ち込みいただくことができます。</p> <p>ごみを搬入する際は、ごみの発生場所(住所)を確認していますので、亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンター・リサイクルプラザの計量所で提示してください。</p> <p>【持ち込み場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●燃やせるごみ・燃やせないごみ … クリーンセンターへ ●缶・びん・その他プラスチック(プラスチック製容器包装)、ペットボトル、雑紙、新聞、雑誌、段ボール … リサイクルプラザへ <p>【搬入時の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> *ごみの分別・洗浄等を必ず行ったうえ搬入してください。 *ごみの発生(住所)が吉備中央町外の場合は搬入できません。 *処分できない物もありますので、不明な物や大量の場合は、事前にクリーンセンター等へ連絡をしてください。 <p>※分別ルールでご不明な点は、住民課へお問い合わせください。</p>	<p>なし</p> <hr/> <p>手続き可能な方</p> <p>親族・同居者など</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p>□亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等)</p>	<p>住民課 ☎0866-54-1316</p> <p>高梁地域事務組合 ・クリーンセンター ☎0866-22-4651 ・リサイクルプラザ ☎0866-21-0530</p>

町営墓地について

【手続き】 町営墓地承継使用許可の申請

概 要	期 限
<p>吉備中央町霊園の使用者が亡くなられた場合、使用者の承継(名義変更)が必要です。</p> <p>なお、承継者が町外在住の場合は、吉備中央町内に住所を有する代理人を選定してください。</p> <p>【町営墓地】</p> <p>★吉川吉備高原霊園 吉備中央町吉川 1532-18</p> <p>★下加茂霊園 吉備中央町下加茂 1082</p>	<p>原因発生後速やかに</p>
	<p>手続き可能な方</p>
	<p>霊園承継者</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p><input type="checkbox"/>承継者の住民票</p> <p><input type="checkbox"/>承継事由を証明する書類(火葬許可証等)</p> <p><input type="checkbox"/>吉備中央町墓地(承継)使用許可証</p> <p>【承継者が町外在住の場合】(上記に加えて)</p> <p><input type="checkbox"/>吉備中央町墓地使用代理人選定届</p> <p><input type="checkbox"/>代理人の住民票</p>	<p>総務課(吉川吉備高原霊園)</p> <p>☎0866-54-1313</p> <p>住民課(下加茂霊園)</p> <p>☎0866-54-1316</p>

【手続き】 霊園埋葬改葬届の提出

概 要	期 限
<p>亡くなられた方のご遺骨を吉備中央町霊園に埋蔵される場合、墓地埋蔵届の提出が必要です。</p> <p>なお、亡くなられた方が霊園使用者の場合は、埋蔵届の提出の前に、墓地承継使用許可の申請手続きをしてください。</p>	<p>埋蔵予定日までに</p>
	<p>手続き可能な方</p>
	<p>霊園使用者</p>
必 要 な も の	問 い 合 わ せ 先
<p><input type="checkbox"/>亡くなられた方の火葬許可証</p> <p><input type="checkbox"/>吉備中央町墓地(承継)使用許可証</p>	<p>総務課(吉川吉備高原霊園)</p> <p>☎0866-54-1313</p> <p>住民課</p> <p>☎0866-54-1316</p>

デマンド型乗合タクシーを利用していた

【手続き】 デマンド型乗合タクシー利用停止の連絡

概 要	期 限
デマンド型乗合タクシーを利用するにあたっては、利用者登録が必要です。 利用者が亡くなられた場合は、利用停止の報告が必要になります。	速やかに
	手続き可能な方
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
□なし	総務課 ☎0866-54-1313

ふれあいタクシー利用資格証を交付されていた

【手続き】 ふれあいタクシー利用取消届の提出、利用資格証の返還

概 要	期 限
利用者が亡くなられた場合は、ふれあいタクシー利用資格証が、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
□ふれあいタクシー利用資格証	福祉課 ☎0866-54-1317

緊急通報システムを利用していた

【手続き】 緊急通報システム事業取消届の提出

概 要	期 限
緊急通報システムを利用していた場合は、「緊急通報システム事業取消届」の提出が必要です。 機器撤去については、後日委託先事業者から日程調整の連絡があります。取り外しができる場合は、機器本体及びペンダントを福祉課まで返却してください。	速やかに
	手続き可能な方
	親族
必要なもの	問い合わせ先
□なし	福祉課(包括支援センター) ☎0866-54-1320

農地を所有していた

【手続き】農地法第3条の3の規定による届出

概 要	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続登記をすることが義務付けられているため、農地を相続した方は、農業委員会にその旨を届け出る必要があります。	権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内
	手続き可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 ※添付書類は必要ありません。	農林課(農業委員会事務局) ☎0866-54-1318

森林を所有していた

【手続き】森林土地の所有者の届出

概 要	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続登記をすることが義務付けられているため、森林の土地を相続した方は、登記が完了した後に、町にその旨を届け出る必要があります。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な方 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> その森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> その森林の土地の登記事項証明書(写) ※詳細は事前にお問い合わせください。	農林課 ☎0866-54-1318

空き家に関する相談について

【手続き】 空き家バンクの手続き

概 要	
<p>空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃貸を希望する方に提供するための制度です。</p> <p>空き家バンクに登録した物件情報は、町のホームページで掲載し、広く情報発信をします。</p> <p>家は人が住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。</p> <p>大切な家を必要とする方へ早めに引き継いでいくため、片付けやリフォームに関する補助金など他の支援制度と併せてご活用ください。</p> <p>物件の登録については、担当課までご相談ください。</p>	
必要なもの	問い合わせ先
□なし	定住促進課 ☎0867-34-1116

その他の関係機関での主な手続き

【役場外での手続きチェックリスト】

該当事項	<input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	高梁警察署 ☎0866-22-0110 岡山北警察署 ☎086-724-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400
厚生年金に加入又は受給していた	<input type="checkbox"/>	年金事務所などへお問い合わせください。	ねんきん予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 高梁年金事務所 ☎0866-21-0570
共済年金に加入又は受給していた	<input type="checkbox"/>	各共済組合へお問い合わせください。	各共済組合
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	岡山県備前保健所 ☎086-272-3934
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結・相続手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国 税	<input type="checkbox"/>	相続税・所得税等の申告	所管の税務署 岡山西税務署 ☎086-254-3411
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有権移転(相続)登記など	岡山地方法務局 ☎086-224-5656

該当事項	<input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎0120-151515
浄化槽	<input type="checkbox"/>		各管理会社

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。

各契約会社などにお問い合わせいただいてから役場にお越しいただくと、手続きが進めやすくなります。